

2013 年度文部科学省

「教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業」採択

「児童虐待問題に係るリーダー育成と研修プログラム開発」

報告書

平成 26 年 3 月

千葉大学教育学部附属教員養成開発センター

# 目次

はじめに

## —第Ⅰ章 調査編—

Ⅰ—1. アンケート調査

Ⅰ—2. 面接調査① : 県内調査

Ⅰ—3. 面接調査② : 県外調査

## —第Ⅱ章 研修編—

Ⅱ—1. 学校と児童虐待:長期欠席(不登校)の中の「危険な欠席」と「行方不明」

Ⅱ—2. 学校における児童虐待対応 1

Ⅱ—3. 児童虐待の理解と支援—社会的養護と発生予防—

Ⅱ—4. 教員の学びを支える校内研修の在り方

: 教育相談に関する A 小学校の研修事例

# 第 I 章

## 調査編

### I-1. アンケート調査

千葉県教育委員会の協力を得て、平成13年度以降に児童福祉機関（児童相談所、児童自立支援施設）に出向した教員44名にアンケート調査を行った。うち32名から回答が得られた（回収率72.7%）。

結果は、以下の通りである。

- ① 児童相談所での職種は、児童福祉司、児童心理士、児童指導員、学習指導員であった。
- ② 児童自立支援施設での職種は、児童自立支援専門員であった。
- ③ 出向期間は、3-5年であった。
- ④ 出向から戻ったところは、同じ校種のものが多いが、例外的に違う校種（高校から中学校、小学校から中学校）と教育行政機関への異動があった。
- ⑤ 児童福祉機関に勤務中に教育関係の研修講師を依頼されたものは32名であったが、教育機関に戻ってから研修講師を依頼されたものは半数の16名であった。なお、この16名のうち半数（8名）は、1回だけの依頼であり、逆に4回以上依頼されているものは3人しかいない。児童福祉機関の経験を持つものがあまり研修講師として活用されていない実態が明らかになった。出向中に14回（3年間）、出向後も6回（10年間）、研修講師を依頼されているものが1名いたが、これはきわめて例外であると言える。

（調査対象である児童福祉機関に勤務することになった教員は、厳密にはいったん所属していた各教育委員会から退職しているが、ここでは便宜上「出向」という表現を使用する。）

## I—2. 面接調査 1：県内調査

### 教員の資質能力向上に係る先導的取組事業報告書

#### 児童福祉現場を体験した教員に対する面接調査

##### I. 調査概要

千葉県内の児童相談所で児童福祉司として活動し、教育委員会に戻った教員に対して、これまでに担当した研修内容および方法についての面接調査を実施した。

調査時期：2013年10月～2014年1月

対象：児童相談所での勤務経験を持つ教員。調査協力者が勤務した児童相談所と勤務年数は表1参照。

調査方法：調査者および補助要員が対象者を訪問し、1時間から1時間半程度、半構造化面接による聞き取り調査を実施した。聞き取った内容は、一部のケースを除き、許可を取って録音し、概要をまとめた。

調査内容：児童相談所勤務時およびそれ以降に担当した研修の詳細、児童相談所における職務および勤務状況、教員が児童相談所に勤務することの、教員および児童相談所にとってのメリット等であった。

表1 調査協力者の概要(勤務時期順)

教員	勤務した児童相談所	勤務年数
D先生	Z児童相談所	3年間
A先生	X児童相談所	4年間
E先生	X児童相談所	4年間
C先生	Y児童相談所	3年間
B先生	X児童相談所	4年間
F先生	X児童相談所	2年間

## II. 調査結果

以下、児童相談所における勤務時期に沿って、教員に対する面接調査の結果を示す。

### D先生

#### 1) 勤務歴

児童相談所勤務前：中学校(16年)

勤務した児童相談所：Z児童相談所 3年間勤務

児童相談所勤務後：教育行政機関等

#### 2) 研修講師歴

##### ●児童相談所勤務時

- ・平成14年 Z地区で、地域の生徒指導関係の研修
- ・平成15年 総合教育センターで、「子どもと親のサポートセンター」のシンポジウム。夏休みの研修として、児童相談所の所員の立場からの話をした。

##### ●児童相談所勤務後

- ・平成16年・17年 各事務所の教職員課で、管理職を対象に、管理運営研修を実施。児童虐待についての講話を行った。
- ・平成18～20年度 特別支援学校(4・5校程度)の教職員を対象に、虐待についての研修を実施。教職員課で知り合った管理職からの依頼。特別支援はリスクがあるが、教員にあまりそうした意識がなかったため、啓発を目的に講話を行った。
- ・Z地区で、教職員を対象に、生徒指導関係の研修を実施。

※21年度以降も、年に一度程度はどこかで話をしているが、最近は減ってきた

特別支援学校・Z地区の教職員(生徒指導・教育相談関係)

※平成22年度 市の教育研究会 生徒指導部会

##### ・研修の内容について

虐待は騒がれているが、普通の教職員は、長い教職員生活の中で1度あうかあわないかぐらいのレベルだと思う。自分が学級担任をしている子どもたちが施設に入るというケースは、1、2ケース程度。管理職でもそれほど多くは関わらないと思う。そのため、いざそうなった時にはどうすればいいのか分らないのが実状。どうすれば良いのか分らないのに怒涛のように多くの事が起こるので、研修では、対応に関するシミュレーションのような話もする。

#### 3) Z児童相談所について

##### ●児童相談所との人事交流について

- ・教員が児童相談所に送られるようになった理由は？

## 教職員課長による話

児童相談所の中では、虐待防止法が一つのきっかけに。それまでは児童相談所に畑違いの人が入っていた。中にはうまく適応する人もいるが、前職が人相手ではなかったために、対応に難しさがあつた。学校の教職員だったらどうだろうかという発想。一方の教職員課では、福祉との連携の必要性を感じ、人材を送ってパイプを作ろうという動きがあつた。お互いのニーズが重なって、このような制度になったように思う。

### • D先生が児童相談所に異動することになった経緯

他の教員が候補だったが、若手をとのことで当時 39 歳だった D 先生が選ばれた。詳しくは分からないが、長期研修の教育臨床を受講したことが決め手になったのだろうと思う。

当時の 5 児童相談所に行っていた教員のうち、教育臨床を経験していたのは 4 人。一人だけが、訪問相談担当教員や市教委を経験。

横のつながりはあり、仲良くやることができた（不安を共有）。

### • 人事交流のその後

Z 児童相談所へ行った教員は、D 先生以降は二人のみ（平成 18 年度まで）。現在は、地方の児童相談所には教員は入っていない。終わった理由は分からないが、県中央に特化しているのかなという感じはする。

### ●異動当初の状況

教員の児童相談所勤務初代 最初から児童福祉司（ケースワーカー）だった。教育学、社会学等人文地理系の学問を修めていれば換えられる（充て職のようなもの）。心理職は専門家を採っていたが、福祉司は充て職で他の分野からの異動があつた。児童福祉という分野は、県庁の中でも人気がなかったと聞いている。

畑違いの職種でなく教員が来て現場は助かっただろうと思う。ただ、異動した当初は、面接しながら施設に入るか否かの判断をしたり、今後子どもたちの処遇をどのように考えていくかという流れも見えていなかった。子どもを保護すると、保護所から「この子はいつまでいるのか、この先の見通しは」等聞かれるが、全然分からなかった。面接中に面接室から出て対応策を聞くような状況で、最初は信頼されなかった。

### ●他の職員について

当時児童福祉司は Z 児童相談所に D 先生含め 3 人。当時は大変だったが、対応することはできた。一人は児童相談所が長く、もう一人は税関係から来た人だったが児童相談所に馴染んでいた。児童養護施設に職員として入った人が、数年後に児童相談所の職員になるというパターンがあつた。児童養護施設からどんどん引き抜かれてしまって、施設が弱体化してしまうという話もあつた。

狭い世界で職員が回っていた。障害者福祉センター、乳児院、児童養護施設、Z児童相談所、女性サポートセンター等。障害者福祉、女性福祉、児童福祉関係の施設を回っている感じ。生活保護は別ルート。

志願してくる人は少なかった。そこに教員が来ると聞いて、職員は「お勉強」をしに来るのだと思っていた。研修として来るかと思ったら福祉司だったので、当初は仕事ができるのかと言われた。

### ●三年間の流れ

一年目は訳が分からなかった。二年目に基礎から勉強し、三年目には、何かあるとすぐに関係者会議を開くようにした。ネットワークを大事に、自分だけでは対応しないようにした。独りよがりになりがちなので、色々な人の視点が必要。責任も地域の色々な人に同じように背負ってもらいたかった。

#### ・初年度

児童相談所に入って一週間で、Zで死亡事例。祖父母がいる大きな家で子どもが死亡したため、センセーショナルに取り上げられた。10月近くまで、公判や外部への対応等、所長は苦労していたと思う。過去のケースの洗い出し等も行われた。

最近では、死亡事例について、「児童相談所の怠慢」という風には言われなくなってきた。困難な状況にあるという認識は広まり、「それでも、救うことはできなかったか」という論調に。

未だに死亡事例がなくなるのはなぜなのかと思う。当事者になると周りが見えなくなってしまうのか。新聞だけでは状況が分からない。最近では、大阪二児置き去り死事件が気になっている。一体どうしてあんな風になってしまったのか。最近のケースで一番「分からない」と感じる。

#### ・二年目

通信教材を利用して基礎から勉強。50万ほどの研修費もほとんど出してもらえた。

教材が送られてきて、添削課題や、宿泊研修(4日程度)もあった。これで福祉を体系的に学ぶことができた。ただし、年金についての理解は難しかった。福祉の歴史、障害者福祉、精神福祉等も学んだ。

福祉司三人で勉強していた。

### ●当時持っていたケース

あわせて120程度。60程度は施設入所。60程度は在宅(うち、20は障害関係・10~15は非行、ひきこもり、家庭内暴力・残りが虐待)。

当時は何でも対応していた。援助交際も大変だった。家庭内暴力、ひきこもりにも対応。

現在は虐待に特化。当時から、不登校は受け付けなかった。学校や他機関に。ただ、岸和田事件(「不登校」と認識され、十分な対応が取れないままに虐待が深刻化)は衝撃的だ

った。学校からすぐに調査が入った。ほとんど子どもを見かけていないケースについては児童相談所も入るようにと言われた。

非行については、かつてのように徒党を組んで暴れるということは少ない。LINE 等、スマートフォンによるトラブルが増えている。

携帯電話を一台与えられて、これで保護者と連絡するようにと言われた。自分の連絡先が知られることを気にせず電話することができた。

・多かったケース

身体的虐待、ネグレクト。性的虐待は精神的に消耗した。性的虐待か否かはっきりしない状況で保護者と話をするのは難しかった。警察との連携については、署長次第で対応が異なった。

虐待以外には、保護者の犯罪がらみ(覚せい剤、窃盗等)も多かった。覚せい剤の利用で逮捕され、身寄りがいないので施設にというケースが二件ほどあった。

1、2ケースは全く身寄りがいない子どももいた。

昔は、保護者の事情で来ていたので、病的な部分は少なく集団行動ができたが、最近は、両親が揃っていても虐待などで送られてくるケースが多く、集団行動が難しい子どもが多い。保護者が過去に虐待を受けており、「昔はこんな風に手を差し伸べてくれる人はいなかった」と語っていたケースも。

●家庭訪問について

訪問はほとんど一人。Z児童相談所はまだ牧歌的な所があった。話に聞いた都市部の児童相談所と比べると、まだのんびりしているところがあったと思う。たまたま暴力的な人には当たらなかった。

行っても家人がいないということの方が多かった。担当地区まで片道一時間ほどかかったので、行くと、地域の幼稚園、保育園、学校も回っていた。

虐待と障害が混ざっているようなケースも。当時は「虐待」とは言いづらいようなところがあったので、障害相談とからめていた。やりにくさはあったが、やんわりとソフトに話を聞いていった。

●保護者とのかかわり方について

以前は、虐待の件数が少なかったこともあって「寄り添い型」の対応だった。「虐待」として通告せずに、「お父さんお母さん、困ってることないですか？その子育ては危ないですよ、一緒に考えましょう」と柔かく入っていく形がメインだった。

防止法の施行や重篤なケースの増加から、「あなたがしていることは虐待です」と伝えてから関わるように変化。

D先生が児童相談所にいた時期は、児童相談所も大きく動いた時期。以前から児童相談所にいた職員も、関わり方について悩んでいた。所長は当時、「見守り」は何もしないのと

同じと言っていた。ただ、「それは虐待だ」と言ってしまって良いのか、所員の中でも意見の相違があった。「言ったら関係がこじれる」という慎重論と、「そうやらないとだめだ」という意見と。今はもうはっきり伝えている。

#### ●一時保護とその後について

期間は二カ月が目安。入って二週間程度で在宅か施設かを判断。施設の場合は行く先を探して措置する。心理士・福祉司・医師・保育士による会議で処遇を決定。合議制が児童相談所の良さ。

小学校5年生以上は受け入れ先の施設がなかなか見つからなかった。民間の施設は特に、受け入れてくれなかった(例外的に、どんな子どもでも受け入れてくれる施設もあった)。里親開拓もしていたが、大変だった。受け入れ先の夫婦の間でトラブルになってしまうことも。里親による虐待も、はじめは驚いたが、虐待を受けた子どもを見ていると対応の難しさが理解できる。

#### ●学校と児童相談所の関係

学校からの通告は当時からあった。「児童相談所は敷居が高くて通告しづらかったが、Dさんがいるからしやすくなった」と言われたこともある(教員がいる事のメリット)。児童相談所の側でも学校は敷居が高いと感じていた。交流によって両者の垣根が取れた。

今では聞かないが、当時は通告したくないという管理職もいた。D先生に直接、管理職に通告を止められていると相談してくる教員もいた。そういった場合は、匿名で通報するようアドバイス。ただし、研修では、匿名での通報は最後の手段であり、組織として通報するようにと話す。管理運営研修では、子どもたちの命を守ることは管理職の義務だと伝える。通告したことに対して何か言われた場合「法律です」と対応するよう話をする。子どもを自宅に帰すと言うと、トラブルが再発すると管理職から怒られることもあったが、関係者会議を開く中で納得を得られた。

保護者の了承なしに児童相談所に送るケース(28条ケース)は当時のZ地区ではなかった(他の地区では出始めていた)。保護者が「うちの子どもを拉致したのは誰だ?」と怒鳴り込んでくることも。「何かあったら警察を呼ぶ」という姿勢が徹底していたのが学校との違い。

Q. 通告への抵抗の背景には何があるのか。

A. 恥ずかしい・迷っている・面倒に巻き込まれたくない・どうして良いのか分からない・  
通告＝「チクリ」という感覚

- ・当時は自分の学校から虐待ケースが出るのが「恥ずかしい」という意識があった。
- ・虐待かどうかが分からない。「こんなことで通報して良いのだろうか?」。⇒虐待かどうかは児童相談所が判断するので、疑わしいケースは通告するようにと伝える。

- ・「児童相談所も協力しますから」と管理職の説得から始める場合も(ここで関係がこじれたら終わり)。
- ・「チクる」ことは良くないという感覚。⇒通告が子どもを守ることになると伝える。

#### ●児童相談所での学習、生活指導の状況

現状ではあまりない。教員が入る前は保育士が教えていた。基礎的なプリントを使った学習はできたが、教え切れなかった。頭の良い子には対応しきれない。教員が児童指導員として入ったことで変わってきたように思う(福祉司はそこまで手が回らない)。

保護期間が長くなってしまった子の学習支援は問題。高校籍の子どもは転校先が見つからないなど難しい。柔軟な対応をお願いしているが、原則的には転居しなければ転校もできない。

食事に関する教育も大切。保育士によると、一汁一菜を出して、「出された物は一口でも良いから食べなさい」という指導をしているとのこと。スナック菓子やコンビニ弁当しか食べてこなかった、魚や果物を食べたことがないという子どももいる。

#### 4) 児童相談所での経験に対する感想

- ・児童相談所は難しいこともあったが、充実していた。
- ・教育臨床でカウンセリングを学んだが、自分はカウンセラーにはなれないと思った。人が動くのを待っているだけでは物足りない。ケースワークは、関係機関と連携して指示をしたり会議をしたりする中で、ケースが動いていく。簡単には動かないこともあったが、自分が動けば何かしらの突破口が開けるという感覚があった。定例のケース会議や緊急会議でどう対応したら良いのかと戸惑うようなケースでも、自分が動いたり関係者に話を聞いたりすると、糸口が見えてきくるダイナミックさがある。
- ・この制度は良いと思う。ただ、当初は意欲を持った「選ばれた」という意識を持った教員が行っていたが、退職者が多いとも聞くので大変な部分もあるのかなと思う。

#### 5) 教員研修プログラムの開発とリーダー育成について

今年度を実施した研修 虐待の内容と統計、実際の関わり方

##### ●研修の講師をしてもらいたいという話についてどう考えるか

良いと思うが、児童相談所を経験してから時間が経っているので、現状とはそぐわない気もしている。児童相談所を経験して日が経っていない人にもフォローしてもらえると助かる。

●児童相談所勤務が一度のみではもったいないが、複数回行くとなると、選ばれた教員の負担は大きくなる。D先生は、また声がかかったらどうか？

構わないが、今後は無いのかなという気がしている。二回行ったという人はいない。

## 2. A先生

### 1) 勤務歴

児童相談所勤務前：中学校(17年)

勤務した児童相談所：X児童相談所 4年間勤務

児童相談所勤務後：教育行政

### 2) 研修講師歴

#### ●児童相談所勤務時

- ・平成14年度に中学校四校で、全生徒を対象に実施。健全育成講話会。13歳と14歳の違い。「大人に近づいていっているんだぞ」「問題を起こすと家裁に行く事になるんだぞ」という話をした。特に児童相談所の話をしたわけではなかった。
- ・平成14年度にB小学校で、6年生を対象に数回実施。学級崩壊が問題になっていた学校で実施。集会形式で実施したが、話も聞かない女子児童など、かなり荒れた様子だった。
- ・平成15年度に中学校2校と幼稚園1園で、保護者を対象に実施。家庭教育学級。子ども理解、福祉の話をした。
- ・平成15年度に、市内の各地で、主任児童員・民生委員を対象に、定期的な実施。地域の福祉研修会(福祉課)。虐待について、件数や多くみられるケースの話をした後、参加者からもケースを挙げてもらうなど。

※児童相談所出向中の研修については、A先生以前にはなかった。当初は書類の起こし方から説明をして認めてもらう必要があり、年休を取って研修しに行く事も。

現在はシステム化されている。

#### ●児童相談所勤務後(子どもと親のサポートセンター勤務時および学校現場復帰以降)

平成18年度以降、合計5、6回程度

- ・3つの地区で、教員を対象に実施。市町村での生徒指導関係の勉強会、連絡協議会。これまでのケースを出して、学校としてすべきことを伝える。
- ・2つの地区で、「教育相談基礎講座」受講者を対象に実施。教育相談基礎講座のうちの、児童虐待に関する1コマ。
- ・子どもと親のサポートセンターで、千葉大学大学院の長期研修生を対象に実施。児童虐待、児童相談所に関する内容。

※学校現場に戻ってから、各学校の管理職等から虐待に関する相談が多く入る。児童相談所につなげたケースも何件かある。

### 3) X児童相談所について

教員が行くようになったのは、平成13年度。A先生の前に一人在籍していた。

18年4月の法改正後は、指導員として1年間児童自立支援施設等に勤務したのちに、児童

相談所に2～3年福祉司として勤務し、ケースワークをするというパターンがほとんど。おそらく、ずっと児童自立支援施設というケースはないのではないかと。

1年目、児童指導員としては、X児童相談所では、一時預かりの子をみたり、一時保護所の子をみる(泊りあり)。児童自立支援施設の寮に泊まる人もいる。

X児童相談所の職員における教員の割合は増加している。4/20人程度から、現在は半分以上になっている。非教員の場合、福祉畑からの異動が多いが、行政からの異動や、全くの他分野から異動してくる例も。

専門家がいなことが課題。3～4年居て慣れてきた(使えるようになった)人が出て行ってしまふ。研修は、自主研修を含め、たくさん受けた。ただ、研修をしてくれる方の中には、いくら研修をしてもスタッフが数年で異動してしまうことに対する空しさがあったという。

心理士は専門職。X児童相談所には15人くらいいた。アセスメント、療育手帳取得のための手続き、検査等。心理士が子対応、福祉司が親対応というような分担。ただし実際には、福祉司として仕事をしている心理士もいて、明確に分かれているわけではなかった。

#### ●教員が児童相談所に送られるようになった理由は？

A先生には、選ばれた理由は不明。仕事の内容は何も分からない状態からのスタート。当初は家庭裁判所と児童相談所の区別もつかなかった。

管理課から決定したとの電話があり、異動を知った。これからは学校とのつながりが重要なので、教員に児童相談所に入ってもらいたいとのことだった。学校と児童相談所の連携の必要性が意識されていた。

辞令は、総務課の事務職として児童相談所に出向という扱い。特に面接や筆記等の試験はなかった。

#### ●勤務の様子と感想

帰宅時間は不規則。学校や児童家庭課の職員の中で「週末が来る前に児童相談所につないでおこう」「この土日が心配」という意識が働くため、金曜日の晩や夏休み前が忙しい。家庭訪問 当初は、家族に迎え入れられて15分くらい話をするイメージ。名刺を渡して「仲良く」しようとした。実際には、物を投げつけられたり、迷惑がられた。親の様子も違っていた。基本は二人ということになっているが、人手不足で一人で行く事も。

児童相談所には「もう一回行っても良いかな」と思っている。同じことは二度起こらない場。緊張感がある。

## ●担当ケース

1年目 3つの地区で70ケース程度。

2～4年目 1つの地区で120ケース(3人合わせて360ケース)程度。

一人でファイル100冊を担当した地区も。施設にいる子どもや、肢体不自由などで対応は手帳の取得のみというケースも含まれていたため、実際に対応が必要なのは50人程度だった。

## ●保護の流れ

児童相談所が保護。3歳未満は乳児院「預かり」。4歳から20歳未満の子どもが20人くらいいた。虐待が圧倒的。長期化しがちで、施設の空き待ちで保護が一年近くなることも。触法の場合は一週間程度で帰す。

### 4) 児童相談所での経験に対する感想

勉強にはなった。学校の平和さを感じた(嘔みしめた)。

危機感が全く違う。生きるか死ぬかという子どもの対応。学校では「やんちゃ」が問題になるが、生き死にの問題にはならない。自分が持っていた物差しとは違う物差しを持って対応する必要があった。

### ●学校現場で児童相談所での経験は生かされているか

学校で、生徒指導や虐待について、対応の流れが分かる。現場で起きていることから、親支援までのルートが見える。家族に対しても事前に「根回し」ができる。そのため、家庭においても、相談の流れがスムーズで、相談する際の「振り回され感」がない。

親対応の勉強になった。「ダイレクトなやり取り」を経験した。最初は「先生」として「相手に思いを伝えたい」という意識だった。熱い思いだけでやっていたが、それだけではうまくいかなかった。気持ちだけで動くのではなく「ケースを転がす」「ケースワーク」が必要という意識に。意識が変化するまでには一年ほどかかった。一年目が一番つらかった。4年位やると力がつくと思う。

### 5) 教員研修プログラムの開発とリーダー育成について

Q. 子どもの虹情報研修センターで、リーダー育成プログラムを作る動きがある。研修会  
の他に良い方法はあるか。

A. やはり一番は研修。管理職がアンテナを伸ばさないとどうにもならない。

Q. 経験者に協力を依頼することは可能か。

A. 忙しいが、自分たちの経験を広める重要性は認識している。自分たちの経験をどう広めたら良いのか、広めるための流れはまだない。研修等が開かれない限り、自分から発信することはない。何か起これば動けるが、日頃はそういった機会がない。

### 3. E先生

#### 1) 勤務歴

児童相談所勤務前：中学校(22年)

勤務した児童相談所：X児童相談所 4年間勤務

児童相談所勤務後：中学校

#### 2) 研修講師歴

##### ●児童相談所勤務時

- ・「児童相談所のしくみ」について、出身市の学習会で講師をした。
- ・教職員対象のシンポジストをやった。テーマは連携。学校と家庭、児童相談所。児童相談所の立場として参加した。
- ・平成18年度に県が主催しているミニ集会。  
家庭教育を含めた研修。

##### ●児童相談所勤務後

- ・「平成20年度 親対応について」  
所謂「モンスターペアレント」が騒がれていた時期。過去に児童相談所経験があったのでシンポジストを務めた。
- ・生徒指導部会「生徒指導について」のテーマでの講師  
教員にむけて 非行や児童相談所の仕組みなどについて

#### 3) X児童相談所について

##### ●なぜ選ばれたと考えるか

- ・人事上のことと考える。
- ・長期研修などで教育相談などをやっていたわけではない。

##### ●行った時の立場は

- ・児童福祉司

##### ●学校からの通報はあったのか

多いか少ないかはなかなか何とも言えない。虐待件数が毎年上がっているという事は、小さい事柄でも通報しようとする人が増えたということがあるかもしれない。

#### 4) 児童相談所での経験に対する感想

##### ●4年間辛かったか？感じたことは？

- ・家にいても、対応の方法など、ふと虐待のケースのことを考えてしまうことがあった。生死に関わるということが、一番大変だった。
- ・家庭訪問をするときなど、相手の言動を想定して、いつもあらゆる対応方法を考える必要があった。
- ・夜、担当ケースの子どもの家の電気がつくか、洗濯物がほされているかなど、夜2時ごろまで張り込んで確認しているときもあった。
- ・被虐待児を学校から児童相談所に連れてくるケースが多い。すると親から「お前に何の権利がある」などの脅し、罵倒がくる。毎日のように電話があり、1時間以上の対応となる。
- ・公的研修以外の研修にも自費で参加した。全国児童相談所の集まりなど。教員が児童相談所に行くことは、当時は少なかったようで「千葉県はそういう制度があるのか」という声があった。
- ・ストレスがたまるので、メンタル面でのリフレッシュのやり方を心得ておく必要がある。
- ・X児童相談所の場合は班を組む。班長は面倒見がよかった。それがなければ続かないと思う。
- ・相手からの暴力があることを想定しながら対応していた。実際に怪我をした人もいる。本当に危ない場合は、最寄りの警察に連絡したり、待機してもらったりする。
- ・親から施設入所の承諾サインがもらえず、保護所に長い間いることになる子どもへの対応。
- ・施設入所の承諾サインをもらえない親に対してはどうするのか ⇒ 親と話をして何とかもらった。共感したり、支援するよという考えをした。敵対ではなく、同じステージにいるんだよということを分かってもらう。親に寄り添うようにした。その他、子どもが家に帰りたくないと言っていると伝えた。
- ・法律的なところで大変だった。生活保護法、障害者に関する法など、法律が分からないと対応できない。勤務当初、児童相談所でレクチャーしてくれるが、いきなり親と対峙することもあるので大変であった。
- ・当時何件抱えていたか ⇒ 児童養護施設に措置されている子どもも含めて年間70件ほどあった。午前中に2件通報が入って 家庭訪問、その間に案件が新しく入ってきて、1日のうちに4件対応するケースが発生したことがあった。
- ・身体をこわすことはなかった。
- ・休みは取れる。だが、年休はほとんど使わなかった。休日でも虐待通報があり、病院や家庭訪問をした。自分の携帯は、いつでも連絡がとれなくてはいけないので気になる。
- ・4年間いたのは長い方 ⇒ 人事上そうなったのかと思う。
- ・児童相談所は、ハードなところであることはたしかだと思う。

●交流人事そのものについてはどう思うか

- ・学校側としては、連携をとりやすい。
- ・児童相談所側からも連携をとりやすい。
- ・地元の管理職から「どうやったらいいのかアドバイスが欲しい」といった問い合わせなどがあつた。
- ・(児童相談所に) 学校風土を伝えることが出来る。行政の人では分からないことを伝えることが出来る。
- ・学習指導員に教員をあてがうことができ、保護所の子どもの学習を支援している。教員が入る前は保育士や指導員が教えたりしていた。勉強させるときに保育士や指導員だとなかなかできないことが、教員だと教えたり、アドバイスもできる。

5) その他

千葉県総合教育センターは、虐待に関する内容を研修に入れている。

6) 教員研修プログラムの開発とリーダー育成について

- ・協力可能だと思う。経験した教員も、個人情報配慮の上でできると考える。
- ・保護者対応の方法などに関しての話をするのも可能だと思う。
- ・子どもの健全な成長を図る上で、児童相談所経験者の話は有意義になると思う。

#### 4. C先生

##### 1) 勤務歴

児童相談所勤務前：小学校

勤務した児童相談所：Z児童相談所 児童福祉司として3年間勤務

児童相談所勤務後：小学校

##### 2) 研修講師歴

###### ●児童相談所時代

・平成16年度～18年度頃 当時子どもと親のサポートセンターにいた先生からの声掛けで、養護教諭部会の自主研修会で話をした。児童相談所を含め、虐待の話。

###### ●児童相談所勤務以降

・教頭時代にB小学校で実施。児童相談所に関する話をした。

・平成21年から23年に、市の教育委員会で初任者に対して実施。初任者研修の中に虐待に関するコマを入れた(継続はされていない)。

・若者対象の夜間塾 人権に関する講演の中で実施。

※教育委員会が虐待を扱っていない(研修に組み込んでいない)。初任者研修については、児童相談所に勤務している教員に講師の依頼をしたが、仕事が忙しく、研修に穴をあけてしまう可能性が高いとのことで断られた。

##### 3) Z児童相談所について

###### ●選ばれた理由

・自分が選ばれた理由は分からない。柔道の先生は、家庭訪問のために選ばれたのかとも思ったが、教育臨床をやっていたからだろうか。

・一時、教育臨床に行くと児童相談所に行かされるということで志願者が減った時期もあったという。

###### ●児童相談所の様子

・Z児童相談所の福祉司は全部で12人くらいだった。教員は7人。それ以外から来た人の中には、税関係の人もいたが、相談機関を希望したのだという。

・家庭訪問については、保護者対応をしてきた教員経験が活きたと思う。他の人を見ても教員は保護者にうまく対応できたと思う。対応に慣れているので児童相談所としても助かるだろう。

###### ●教員は3、4年で戻ってしまう

・教員以外も同じくらいで異動になる。

・心理職は同じ場所で長期間勤務する。

- ・知事部局の公務員として採用。児童相談所も部署のひとつ。しかし、指導員や相談員は同じところに長い間いる。指導員や相談員は入り方(採用方法)が違うのか。
- ・家庭訪問については一人で動くなど言われた。原則は守られていた。再任用で児童相談所を経験している上席の方が常についてくれた。人がいるのか確認するために電気メーターをチェックしたり、保護者の帰宅をずっと待ったりしたことには驚いた。
- ・ケースは30件強。
- ・虐待された子を預かった時、子どもを返せと保護者が暴言を吐いたり暴れたりすることもあった。そうした事態がひどくなると警察を呼べるので、むしろ暴れてくれないかなと考えることも。
- ・帰宅は9時10時になることも。当初は土曜日勤務もあった。途中から、土日は休ませようということになった。その後、所の携帯を上司が順番に持つことになり、土日にも電話があった。担当ケースの子が家出してます、等。
- ・子どもと親のサポートセンターにいた時に教頭試験には受かっていたが、行政が長く、元の地域の学校に戻れるのか不安があった。
- ・児童相談所のセクションは、大まかに一時預かりをする保護課、福祉、心理、庶務に分かれている。
- 児童相談所にいた当時、学校からの通告はあったか
  - ・相談員が窓口になり、通告の電話を受けて内容によって振り分けるため、福祉司には状況は分からない。
- 他の教員に話を聞いた際、校長が通報を躊躇する印象がある(親との関係が悪くなるのではないかと語っていたが。
  - ・児童相談所にいた時にはそういう話をする校長もいた。親とうまくやっていきたいという考え。
  - ・保護者に対しては、「虐待なので通報しました。困ってることあるでしょ?」と言って相談に乗っていく。初めは「こうしましたから来てください!」と強圧的に言う。
- 経験しているからこそその対応。児童相談所の状況が見えないとそこまで踏み切れないかもしれない
  - ・虐待の怖さを知っている。一度きりではなく続くだろうと思うので、最初に宣告しておかなくてはと思う。
- 教職員に虐待の怖さを浸透させる方法は?研修以外にはないか。通告義務もあるのだから、もっと危機感を持ってもらいたい。
  - ・初任研に組み込むことだと思う。相談所で一日体験を実施していただき、4名程度の希望者が、保護所で一日体験をした。児童相談所の次長からは、一日かけて行っているケース会議を見せたいのかとも聞かれたが、今回は体験のみ。ただ、子どもの相手をして終わりになってしまった印象。様子はあまり分からなかったよう。
  - ・ケースの話を聞いたり、講義を聞いてから保護所に行くといった方法が取れると良いの

ではないか。児童相談所時代に心理士からケースについて聞いたことが参考になった。

#### 4) 児童相談所での経験に対する感想

・今は時間的に拘束されたくないのもまた行きたいとは思わないが、学校現場に戻ってくるにあたっては非常に勉強になった。

##### ●教員が児童相談所に送られることについてはどう考えるか

・改めて教育の基本について考えた。教育の視点から見ると役立つ経験だった。

##### ●広げていくべき制度だと思うか

・自分としては広がると良いと思うが、心を病む教員もいるので何とも言えないところ(年に一人くらいは病む人がいるとの話も)。教員の児童相談所勤務は3～4年という期間が決まっているから続けられたという人もいる。

##### ●子どもと親のサポートセンターは守られているが、児童相談所は大変だったのでは？

・学校では個人の判断で動いていたが、児童相談所では、動きの方針は会議で決定され、法的な後ろ盾がある ex)「法的な権限の下での家庭訪問です」と確認されるため、力強かった。

##### ●学校現場で児童相談所での経験は活かされているか

・研修という意味では、活かされていない。声はかかっていない。

・児童相談所に異動になる以前は、児童相談所とのつながりはなかった。特別支援との交流もなく、療育手帳の取得といったケースもなかった。児童相談所に行って「こういう家庭もあるんだ」と「目からうろこ」という感じだった。厳しい家庭の状況を知り、「学校では最低限の学力は必ずつけさせなくては」と考えた。

・通報することに対して躊躇しなくなった。傷があったら写真を撮る、すぐ通報する、保護者に対しても「こういう立場で通報しました」と話をする。

#### 5) その他

##### ・初任者研修について

学校から児童相談所へ異動後、大学教員になった先生が、初任者を児童相談所に行かせているという話をされていた。自分も、初任者4人を児童相談所に研修に行かせた(異校種体験)。

#### 6) 教員研修プログラムの開発とリーダー育成について

##### ●県や市町村が、児童相談所を経験した教員に講師をしてほしいと頼んだら、積極的に対応してもらえるか

・やると思う。外部で実施される虐待の研修だと、上司や同僚への遠慮がある(研修を入れても良いですか？と確認をとらなくてはいけない)ため、委員会から依頼があると嬉しい。

5. B先生

1) 勤務歴

児童相談所に行く前：高校(17年)

勤務した児童相談所：X児童相談所勤務 4年間勤務

児童相談所勤務後：高校

2) 研修講師歴

●児童相談所勤務時

- ・高校1校で、被虐待児の理解と実務的な話。児童相談所、児童養護施設の基礎知識。
- ・いくつかの中学校で虐待の現状と理解について

●児童相談所勤務後

- ・平成23年5月 被虐待児への支援～教育と福祉の連携の在り方～

3) X児童相談所について

●自身の児童相談所への配属理由

教育相談に関する研修歴、学校心理士の資格取得などを考慮した結果と推察される。

●勤務体制、職場状況

- ・家庭訪問は必ずしも2人で行動するというわけではなく。1人の場合もあった。
- ・抱えたケースは80～100。ただし、その中で休眠状態にある事案もある。激しい変動があるのはそのうち30～50。なお、事案は虐待だけではなく障害・非行等も含んでいる。
- ・精神的につぶれる同僚はいた。所内休職者数は1年以内に1人は出る。
- ・児童福祉司となる前に、1年目は児童指導員として勤務。保護所の中で、保育士、心理士関係からきた人たちと共に勤務。立場的には学習指導が業務内容にあたるが、生活全般の指導も行い、夜勤もある。なお、これに加えて児童福祉司養成研修を6～7回受講した(県主催)。
- ・X児童相談所で児童福祉司は18～20人いた。増員されていると思う。
- ・教員から児童福祉司になっている人は2人いた。他は「1. 県の養護施設で自立支援員や保育士をやっていた者」「2. 心理士」「3. 対人援助職経験なしの地方公務員」
- ・教員出身者は3人ずつ入れ替わっていく(教員⇒保護所勤務(したがって児童相談所内で教員出身者が4名以上に存在する場合がある)⇒調査課勤務)。
- ・50代は部長クラスで、現場で働くのは20代など若手が多い。人事交流で行く教員はその中間的存在か。
- ・事務職、心理職も児童福祉司として派遣されれば児童福祉司として勤務する。
- ・一時保護所で預かる子どものうち被虐待児が8割以上を占める。それ以外は、出入国管理法違反で検挙された親の子どもや、親戚のいない一人親が入院している場合。

- ・ 通告は近隣住民が半分ぐらい。それ以外は学校や病院からの通報。⇒「どうしたら学校からスムーズに通告が出来るようになるか？」⇒「通告の抵抗感を出所を知られたくないこと。理解ある管理職の存在が鍵。」
- ・ 教職員の虐待に関する意識については、小学校が敏感に反応してくれる印象。家庭とのやりとりも多く、虐待リスクも高い低年齢の子ども達もいるためだと思う。中学校から高校にかけて意識が薄れていく。そのなかでも特に中学校と高校で大きな溝が感じられるほど高校の意識は低い。⇒「意識を高めるためには？」⇒「出来るだけ生の事例にふれてもらうこと。今、家庭がどれだけ機能不全に陥っているかを知り、危機意識を持つようにしなければならない。」
- ・ 児童福祉司の人材は倍ぐらい欲しい。
- ・ 家庭訪問後の文書仕事がものすごく大変。日々の記録を残す作業は重要なので仕方がないことだが。9時を過ぎてからの所内は皆記録業務をしている。休みはあると言えばあるが、何かあると呼び出される。

#### ●児童相談所にとっての教員という人材について

- ・ 教員が児童相談所におくられるのは、戦力人材がない現状で即戦力となるからだと思う。
- ・ 児童相談所の立場から言えば教員は即戦力となり得る存在。20代の若い心理士、対人援助経験なしの地方公務員上がりでは案件に対応しきれない。教員は専門的な知識を持っていないがコミュニケーション能力が武器となる。相当な戦力と考えられている。
- ・ しかし、教員としての立場から言うと、特に高校では現場に戻ってきたときに糧となるものはあまりない。高校の現場では、家庭に深く立ち入ることは風土的に行われたい。
- ・ 解任後、児童相談所としては出て行ってほしくないだろうが、教員としては私のように面白がってる人は少ないと思うので、教育現場に戻りたいという人の方が多いと思う。

#### 4) 児童相談所勤務経験に対する感想

- ・ 高校現場では一番見えづらい部分をみさせてもらった。高校は家庭と距離感がある。家庭でのごたごたがあってもどうにもならない。今まで見ていなかった機能不全家族を数多く見させてもらった。
- ・ エキサイティング。面白かった。防衛的な保護者との間で、時間をかけて心根の部分に触れさせてもらう体験は貴重だった。
- ・ 精神的にはそうでもなかったが、体力的にきつかった。平均10時退勤。10～11時に帰るのがざら。
- ・ 自己有用感が感じられる仕事だった。

#### 5) その他

- ・ 児童自立支援施設で1年間経験してから児童相談所に行くのか？⇒児童自立支援施設に

配属されればそこで最後までやると思う。

- ・ 教員から児童相談所に行く人数が年々増えているのかは分からない。教員から派遣されるのは毎年7~8人で特別増えているといった印象は無い。
- ・ 子どもと親のサポートセンターで得られる感覚は安全できれいな充足感、児童相談所は生の世界に触れているという感触。リアリティが違う。児童相談所はサポートセンターに比べて守られている世界ではないという感覚。
- ・ 特別支援教育コーディネーターのように、虐待関係でも似た職が必要だと感じるが、現状として学校現場としては研究や主任研修の一環としてではないと受け入れられないとも思う。
- ・ 最初から福祉司を目指している人は少ない印象（勤務校でも福祉職を目指す子どもは老人介護をイメージしている者が多く、児童や家庭に想いをはせている者はあまりいないように思える）。保育士を目指す→養護施設配属でがっかり、といったパターンが多いと思う。

#### 6) 教員研修プログラムの開発とリーダー育成について

##### ● 児童相談所勤務経験者の研修会講師、リーダー育成は可能か？

- ・ 声をかけられればやる。他の教員も協力的だと思う。
- ・ リーダーの育成も重要だが、できるだけ多くの人にこの職を経験してもらい、実際を知ってもらう必要があると思う。

6. F先生

1) 勤務歴

児童相談所勤務前：中学校(21年)

勤務した児童相談所：X児童相談所 2年間勤務

児童相談所勤務後：小学校

2) 研修講師歴

●児童相談所勤務時

平成23年から24年にかけて

- ・公立高校 生徒指導主任向けの研修会（非行の子の背景にある虐待の存在。どんな思いで高校に入ったかの理解。生徒理解に関して）
- ・人権関係指導主事担当向け研修会2年続けて担当。県の指導課 人権担当から連絡があった。（内容としては 1年目講話 2年目事例検討）

●児童相談所勤務後

- ・まだ戻ってきて半年過ぎなので、ない。
- ・教頭の研修会で話してほしいという声かけがあった。

3) X児童相談所について

●なぜ出向に選ばれたと思うか？

- ・不明。
- ・当時の部長によると、経験を積んで、管理職に向かうため。
- ・学校勤務時代には教育相談を担当し、その後長期研修を経験したことも関係していると思う。
- ・教育臨床経験者が狙われているという自覚があった。

●出向時の立場

- ・平成18年4月の法改正後の配属だったため、児童指導員として保護所に勤務。保護所には必ず児童指導員としての学校教員がいた。

●児童自立支援施設に関して

児童自立支援施設に行くと、生活指導という学校教員の慣れていない仕事を4年やるため大変。教科指導の技術があっても、家に帰ってきた子どもの宿題を見る感じだった。

職場まで1時間かかった。

●出向2年目 児童福祉司になってから

- ・子どもではなく、親と話すことが主になった。子ども対応よりも連絡調整役。
- ・担当件数は2地域もっていたので70件ぐらい。終了意見書を出さないと終わらないので、抱える案件は増えていく。
- ・最後は “主任上席児童福祉司” に昇格。X児童相談所に4人いる役職。班長ではなく、管理的立場にもたたないが、仕事内容は班長と一緒に。それを兼ねつつ20代と同じ仕事もする。

●児童福祉司になって困ったことは？

- ・医療、福祉 その全てを知っていないといけない。その全ての中のほんの一部が学校なので、仕事を覚えるまでが大変だった。精神保健福祉司や看護師なども常勤していて、皆若かったが専門なのでそこから色々な情報を得た。

●家庭訪問

- ・始めの頃は2人で行く。市の家庭相談室（5時で終わってしまう）の人と一緒にいくこともあったが、こちらは定時で帰られてしまうのであまり一緒にやれない。1人で大丈夫というところは1人で行く。
- ・反発する家庭は多かった。
- ・警察の助けもあった。H23以降、X児童相談所に警察官の常駐があったので非常に助かった。

●通告について

- ・受け付けをするところは担当でなかったのが分からないが、通告渋りはあった。特に性的虐待。管理職が通告を拒否したというケースもあった。
- ・学校が家庭と接点をもてなくなってしまう、困って通告してくるというパターンもあった。

●児童相談所側は出向制度をどう感じていると思うか

- ・学校の制度、学校の窓口、内部事情など、書面で伝えきれないものに関して聞くことが出来て良かったとのことだった。そういった意味での橋渡し、交流は出来たと思う。
- ・学校がどこまで情報を守れるのか。情報を伝えることによる危険は感じている。子どもに対しての見方に対する認知も変わるだろう。（子どもやその家庭が色眼鏡で見られてしまうのではないかという）不安は感じている。
- ・特に性的虐待などは学校に伝えられない。
- ・いずれにせよ、その子を守るという視点をどうやってもつかという考え方による問題だと思う。
- ・教員は白黒ははっきりさせたい感じがある。実際に、自分もそうだった。

#### 4) 児童相談所勤務経験に対する感想

- ・40代後半で全く知らない世界に入ることが本当に苦しかった。
- ・保護所では保護所なりの生活のルールなどがあるので、教員を何年経験していてもそこでは全くの新人。転職してきたよう。
- ・肉体的な意味でのストレスもあった。
- ・お正月に人生初の夜勤を経験した。
- ・教育相談でやっていたこととは違う。子どもの心を開かせすぎてはいけない。今まで教員という聞く仕事をしてきたので、この感覚の違いはとても苦しかった。心を開かせすぎてしまうことによる子どものトラウマの再燃につながる。それは素人が対応できるものではないので、心理士などの専門家につながらなくてはならない。自分も心理をかじってはいたのだけれど、それは私の役目ではないと感じた。

#### ● 出向経験が学校現場でどのようにいかされたか

- ・「この子はここまで聞いて良い（心を開かせてもいい）」などの判断が出来る。
- ・不登校の子と虐待の子の対応の違いを知った。
- ・虐待を受けた子どもの行動、心理状態がある程度つかめているので、教頭という立場から担任教員に好ましい対応方法などを教員に指導することができる。
- ・保護された子が今後どうなるのかという見通しが説明できるので、担任から「助かります」と言われる。他の学校の教員からアドバイスを求めてくることもあった。

#### ● この出向制度自体をどう思うか

- ・教員は教員としての仕事をした方が良いと思う。実体験として勉強できたので、いいと思うこともあったが、本当に厳しかった。日々の日常が過激で忙しい。強い精神力が必要。精神的に病んでいた人も何人かいた。
- ・他には、体力の問題や、家庭状況など。自分の子どもは大きくなっていたので大丈夫だったが…
- ・勉強にはなったが、誰もが出来るわけではない。
- ・教員でいたい。教員に戻りたい。という気持ちは強くなった。
- ・小学校でも中学校でも、戻った時にこの経験自体は役立つと思う。

#### 5) 教員研修プログラムの開発とリーダー育成について

#### ● 講師として呼ばれることに関して

- ・協力可能
- ・若手教員だけではなく、ミドルリーダーの育成は大事だと思う。
- ・不登校対策はよくなってきたが、虐待に関しては追いついていない。

●虐待研修の対象は誰が良いか

- ・初任者研修。若い方が、情報吸収が良いだろう。
- ・中堅。自分のやり方が確立して、ちょっと大きく、えらくなってしまう時期。
- ・対象としては、管理職よりも、若い方が良いのではないか。

目次		
教員の資質能力向上に係る先導的取組事業 報告書	1	
児童福祉現場を体験した教員に対する面接 調査	1	
I.	調査概要	1
II.	調査結果	2
1.	D先生	2
1)	勤務歴	2
2)	研修講師歴	2
3)	Z児童相談所について	2
	●児童相談所との人事交流について	2
	●異動当初の状況	3
	●他の職員について	3
	●三年間の流れ	4
	●当時持っていたケース	4
	●家庭訪問について	5
	●保護者とのかかわり方について	5
	●一時保護とその後について	6
	●学校と児童相談所の関係	6
	●児童相談所での学習、生活指導の状 況	7
4)	児童相談所での経験に対する感想	7
5)	その他エラー!ブックマークが定 義されていません。	
6)	教員研修プログラムの開発とリー ダー育成について	7
	●研修の講師をしてもらいたいという 話についてどう考えるか	7
	●児童相談所勤務が一度のみではもっ たいないが、複数回行くとなると、選 ばれた教員の負担は大きくなる。D先 生は、また声がかかったらどうか?	7
2.	A先生	8
1)	勤務歴	8
2)	研修講師歴	8
3)	X児童相談所について	8
	●教員が児童相談所に送られるよう になった理由は?	9
	●勤務の様子と感想	9
	●担当ケース	10
	●保護の流れ	10
4)	児童相談所での経験に対する感想	10
	●学校現場で児童相談所での経験は生 かされているか	10
5)	教員研修プログラムの開発とリー ダー育成について	10
3.	E先生	12
1)	勤務歴	12
2)	研修講師歴	12
	●児童相談所勤務時	12
	●児童相談所勤務後の研修	12
3)	X児童相談所について	12
	●なぜ選ばれたと考えるか	12
	●行った時の立場は	12
	●学校からの通報はあったのか	12
4)	児童相談所での経験に対する感想	13
	●4年間辛かったか?感じたことは?	13
	●交流人事そのものについてはどう思 うか	14
5)	その他	14
6)	教員研修プログラムの開発とリー ダー育成について	14
4.	C先生	15
1)	勤務歴	15
	児童相談所勤務前:小学校	15

勤務した児童相談所：Z児童相談所 児童福祉司として3年間勤務.....	15	6) 教員研修プログラムの開発とリー ダー育成について.....	21
児童相談所勤務後：小学校.....	15	●児童相談所勤務経験者の研修会講師、 リーダー育成は可能か？.....	21
2) 研修講師歴.....	15	6. F先生.....	22
3) Z児童相談所について.....	15	1) 勤務歴.....	22
●選ばれた理由.....	15	児童相談所勤務前：中学校(21年)..	22
●児童相談所の様子.....	15	勤務した児童相談所：X児童相談所 2 年間勤務.....	22
●教員は3、4年で戻ってしまう.....	15	児童相談所勤務後：小学校.....	22
●児童相談所にいた当時、学校からの 通告はあったか.....	16	2) 研修講師歴.....	22
4) 児童相談所での経験に対する感想 17		●児童相談所勤務時.....	22
●学校現場で児童相談所での経験は活 かされているか.....	17	●児童相談所勤務後.....	22
5) その他.....	17	3) X児童相談所について.....	22
6) 教員研修プログラムの開発とリー ダー育成について.....	17	●なぜ出向に選ばれたと思うか？..	22
5. B先生.....	19	●出向時の立場.....	22
1) 勤務歴.....	19	●児童自立支援施設に関して.....	22
児童相談所に行く前：高校(16年)..	19	●出向2年目 児童福祉司になってか ら.....	23
勤務した児童相談所：X児童相談所勤 務 4年間勤務.....	19	●児童福祉司になって困ったことは？ .....	23
児童相談所勤務後：高校.....	19	●家庭訪問.....	23
2) 研修講師歴.....	19	●通告について.....	23
●児童相談所勤務時.....	19	●児童相談所側は出向制度をどう感じ ていると思うか.....	23
●児童相談所勤務後.....	19	4) 児童相談所勤務経験に対する感想 24	
3) X児童相談所について.....	19	●出向経験が学校現場でどのようにい かされたか.....	24
●自身の児童相談所への配属理由... ..	19	●この出向制度自体をどう思うか..	24
●勤務体制、職場状況.....	19	5) 教員研修プログラムの開発とリー ダー育成について.....	24
●児童相談所にとっての教員という人 材について.....	20	●講師として呼ばれることに関して	24
4) 児童相談所勤務経験に対する感想 20		●虐待研修の対象は誰が良いか.....	25
5) その他.....	20		

### I—3. 面接調査2：県外調査

厚生労働省の『行政説明』（平成25年）によると、児童相談所における教員等の配置は表の通りである。

平成25年4月1日現在で、14県と6市の計20カ所で、66人の教員が児童福祉として配置されている。また、11県と9市の計20カ所で、29人の教員と36人の教員OB（計65人）が児童指導員として配置されていることがわかる。

なお、厚生労働省は、文部科学省と協議した上で、都道府県に対し「一時保護施設における学習環境の充実について」（平成21年4月1日 厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課長通知）を出して、一時保護所の児童指導員等については、都道府県教育委員会と連携を図り、人事交流等により、現職教員からの人材の受入を進めることや、教員OBを活用するなど、児童の学習環境に配慮した対応を行うように要請している。

本事業において、千葉県以外で児童福祉機関への出向経験がある教員に面接調査を行った。その結果、千葉県と同様に、児童福祉機関（児童相談所等）から戻った教員が教育関係の研修講師として十分に活用されていない実態が明らかになった。（なお、詳細な結果は、別にまとめる予定である。）

## 第Ⅱ章

### 研修編

## II-1.

### 学校と児童虐待:長期欠席(不登校)の中の「危険な欠席」と「行方不明」

保坂 亨(千葉大学教育学部附属教員養成開発センター)

#### 0 現代日本社会を捉える視点

- (1)グレイゾーン化:「子ども」と「大人」、性の問題、生死の問題、国籍(日本人?)
- (2)個別への援助:大学入試センター試験、特別支援教育?
- (3)専門家の役割:放射能問題、地震予知(予測)

#### I 「不登校」は減少しているのか?

##### 1 「不登校」を「長期欠席」全体から見る

長期欠席(不登校)概観:図1

1952-1998年度まで年間50日以上(出席日数約240日)

1991年度以降年間30日以上(出席日数の変化1992,1995,2002)

長期欠席=不登校、病気、経済的理由、その他/長期欠席に占める不登校の割合?

##### 2 「長期欠席(不登校)」のグレイゾーンに注目する

別室登校、欠席日数30日未満?

そもそも「欠席」とは?

#### II 長期欠席(不登校)とはどのような子どもたちなのか?

##### 1 脱落型不登校(=家庭の養育能力の問題)

2012年8月群馬県桐生市の工事現場事故死:中学生就労(注1)

栃木県足利市内中学3年生(不登校)に学校が紹介

過去に4校で15人が同じ事業所で就労(市教委調査)

##### 2 神経症型不登校(=心理的な要因)

従来の「登校拒否」、「学校恐怖症」

「脱落型」とのちがいは欠席(遅刻)の連絡パターン

##### 3 積極的(意図的)不登校(=学校より他に優先するものがある)

芸能活動、海外旅行などを優先

#### III 長期欠席(不登校)の現状:小中学校の欠席調査から

##### 1 小中学校の欠席調査1(小16校、中8校):表1

- ① 学年進行で出席状況はよくなっていく。(小1の17.6%、中3の44.5%は皆勤!)
- ② 一部欠席を増やすものがある=二極化
- ③ 学校間格差がある。  
落ち着いた学校と荒れた学校=地域差
- ④ 年間欠席30日ではとらえきれない(例えば、年間10日ではおよそ1割)。  
別室登校(保健室など)、学校外登校(適応指導教室、フリースクール)

##### 2 小中学校の欠席調査2(小7校、中2校)

学級担任からみた経済状況(就学援助等)、家族状況などから「脱落型」判定  
経済的に不安定な家庭の児童生徒の欠席(10日以上)が目立つ:小6割、中8割

### 3 小中学校の欠席調査3(ある市の100日以上の欠席者)

脱落型不登校:18事例中12事例/うち危険な欠席:7事例、きわめて危険な欠席:3事例

チェックポイント①年度を越えた100日以上の欠席

②就学援助(生活保護、準要保護、?)

③家族(親、きょうだい):2013年熊本市事件(注2)

④転居(転校)

## IV 「危険な欠席」と「行方不明」への注目

### 1 虐待報告事例の再検討

「不登校」というマスキング生存確認が必要(岸和田事件:注3)

「転校」による情報共有?(松戸市、南国市、江戸川区、西淀川市)

### 2 文部科学省「一年以上居所不明児童生徒」行方不明:図2、表2

大都市圏で急増?(就学前の行方不明?)

転校という「行方不明」:転出したまま転入届がない状態

経済的理由、DV、家出(警察が発見保護した小中高校生年間約1万人)

### 3 警察庁生活安全局生活安全課「平成24年中における行方不明者の状況」

行方不明者=81111人、うち未成年が約1/4(参考資料)

### 4 厚生労働省児童虐待対策室「児童の安全確認の徹底に関わる調査」(2010年)

安全確認ができていないケース=住所不定、行方不明]288件

### 5 読売新聞「所在不明児」調査

乳幼児健診の未受診者で所在が確認できない子ども=4176人(参考記事)

「漂流する親子」(大阪2児餓死事件:注4、横浜6歳女児遺棄事件:注5)

### 6 今、できること=乳幼児健診と就学時健診の未受診者チェック:1歳半94%、3歳92%(2011)

2013年3月「豊橋市4歳女児死亡事例検討報告書」(注6)

所在不明児童への対応=子育て支援課情報集約

2013年6月NPOによる法律制定を求める要望書(2013年6月)

「富田林所在不明児童事案(注7)、大阪市児童手当不正受給虐待死事件(注8)、豊橋市所在不明児童の妹ネグレクト死事件(注6)、横浜市所在不明時児童虐待死事件(注5)に鑑みて要望すること」

(<http://www.thinkkids.jp/archives/663>)

## V まとめ:今後の方向性

### 1 経済格差問題

生活保護受給者数の急増(過去最多216万:2013年3月時点)

相対的貧困率、子ども貧困率(16%)への注目

就学援助の支給対象児童生徒の増加(調査開始以降16年連続の増加、157万人=16%)

「認知度が低く、対象となる低所得者層に必ずしも行き渡っていない」

### 2 「カウンセリング」型支援から「アウトリーチ」型支援へ

子ども、若者育成推進法(2010年):地域の多様な人材の活用

家庭訪問スタッフ=保健師、スクールソーシャルワーカーなど

文献:保坂 亨 『日本の子ども虐待』福村出版、『学校を欠席する子どもたち』東京大学出版会、『いま、思春期を問い直す』東京大学出版会、『“学校を休む”児童生徒の欠席と教員の休職』学事出版、『「行方不明」の子ど

もたち」子どもの虹情報研修センター紀要 11

注1:群馬県桐生市の工事現場で作業中の中3男子生徒(14歳)が事故で死亡。足利市教委は、学校や市教委が労働基準法などを正しく理解していれば事故は防げた、として対応の誤りを認める調査結果をまとめた。(毎日新聞 2012年11月21日付け記事他。)

注2:熊本市の民家で白骨化した女性の遺体発見、この家の少女とみられる。小学校5年から学校を休みがち、中学3年の6月以降はまったく登校せず、高校にも進学しなかった。母親は福岡空港で意味不明の言動を繰り返し保護。(毎日新聞 2013年9月23日付け記事他。)

注3:2003年11月、大阪府岸和田市の中学3年男子生徒が、その父親と内縁の妻によって餓死寸前まで放置され、意識不明の昏睡状態で病院に運ばれことから、その後岸和田中学生虐待事件と呼ばれる事態が発覚する。この事件は、翌2004年1月に次のように報道されている。「大阪府警捜査一課と岸和田署は25日、同府岸和田市トラック運転手と内縁の妻の二人が、中学3年の長男に対し、1年半近くにわたって暴行や食事を与えないなどの虐待を加えたとして、殺人未遂容疑で逮捕。長男が通う中学校の校長は『担任や級友が家に行ったが、会わせてもらえなかった』と説明。児童相談所『岸和田子ども家庭センター』は『虐待を受けているかもしれない』と中学校から2回の連絡を受けたが、家庭訪問などはしていなかった。(毎日新聞 2004年1月25日付け記事より実名等を省略。)」佐藤万作子(2007)『虐待の家』(中央公論新社)参照。

注4:母親(23)は、2010年6月に長女(3)と長男(1)に食事を与えなければ志望する可能性が高いと知りながら2人を自室に閉じ込めて外出。帰宅せずに放置し、餓死させた。7月30日に『部屋から異臭がする』との通報で駆け付けた警察が2児の遺体を発見。死後1ヶ月ほど経っていた。なお、遺体が発見されるまで『子どもの泣き声がある』と虐待を疑う通報が児童相談所に何度かあったが発覚しなかった。母子は三重県四日市市で離婚後、住民票を移さずに大阪に転居。母親は水商売をしながら育児をしていたが、しだいに部屋に子どもたちを置いて遊びに出るようになった。殺人罪に問われた母親に対しては、2012年12月に懲役30年の判決が確定した。杉山春『ルポ児童虐待』(岩波新書)参照。

注5:女兒は、2005年10月に出生、直後から茨城県の母の実家に引き取られた。11年6月から母と松戸市に転居(住民登録)。しかし、同年秋の就学時健診に姿を現さず、入学手続きもなされなかったため、入学先の小学校の教頭が家庭訪問を繰り返したが、母子とは面会できなかった。4月12日、母子は秦野市に住民票を移したが、松戸市教育委員会は「通常の転居で引っ越し先の小学校に通っていると思っていた」(学務課)といい、秦野市に不就学を連絡していなかった。翌5月、母子は住民票を移さず、横浜市に転居。7月には、神奈川県警が横浜市の児童相談所に女兒の妹への虐待を通告したため、女兒の未就学と虐待(ネグレクト)が把握されていた。(なお、同月中には母親の交際相手から暴行され死亡したと推定される。)一方、秦野市教育委員会は、7月13日の定例在学確認調査でこの女兒の不就学を把握し、2013年2月に所在が確認できないとして県警に行方不明届を提出した。4月に至って横浜市の雑木林で女兒の遺体が見つかり、母親と交際相手の男が逮捕された。(2013年4月25日、5月3日、5月19日付け朝日、毎日、読売各紙記事から再構成したもの。)

注6:2012年9月、育児放棄により4歳女兒が衰弱死。女兒は乳幼児健診を未受診、兄(7歳)は、就学届が未提出で在籍校がないことが判明。

注7:男児(9歳)は2002年9月、出生届が出されており、住民票によると02年12月両親とともに隣市へ転出し、04年5月、父親とともに富田林市へ再転入し、9月には、父方の曾祖母と男児の2世帯となっていた。両親は離婚し別居。09年4月に、男児は地元の小学校に入学する予定であったが、一度も通学しなかったため、教諭らが曾祖母宅へ複数回訪問したが、曾祖母は「当初から一緒に住んでいない。父親からは養護施設にいると聞かされている」と説明していた。10年4月、市教委は、「居所不明児童」として男児を学齢簿から除外。曾祖母は11年8月、国民健康料の納付に関し、「同居していないので、男児を被保険者から外してほしい」と市に申し出たため、市は男児の母親に連絡を取る。しかし母親は「生後1ヵ月半の時に父方の親族が引き取り、一緒に住んでいない」と述べており、周辺の児童養護施設などに預けられた形跡はなく、乳幼児健診や予防接種の受診歴もな

かった。(朝日新聞(夕刊)2012年4月12日付け記事)

続報では、「親族4人が府警に『男児は2003年ごろ死亡し、遺体を川に埋めた』と説明していることがわかった。4人を死体遺棄容疑で書類送検(時効送致)したが、公訴時効(3年)で不起訴になる見通し。」(朝日新聞 2013年7月18日付け記事)

注8:住民登録上は6歳になる大阪市の女兒が行方不明になっていた事件で、母親が殺人罪で起訴。すでに児童手当を搾取したとして詐欺罪で逮捕。(「豊橋市4歳女兒死亡事例検討報告書」より略記。)

文献:保坂 亨 『日本の子ども虐待』福村出版、『学校を欠席する子どもたち』東京大学出版会、『いま、思春期を問い直す』東京大学出版会、『“学校を休む”児童生徒の欠席と教員の休職』学事出版、『「行方不明」の子どもたち』子どもの虹情報研修センター紀要